

(案)

ク推第 1 5 4 2 号

令和 7 年 1 月 2 1 日

八千代市長 服 部 友 則 様

八千代市廃棄物減量等推進審議会

会長 斉 藤 崇

「プラスチック類の分別収集及び再商品化に係る方針（素案）」について（答申）

令和 6 年 1 1 月 8 日付けク推第 1 1 5 3 号により諮問のあった標記の件について
下記のとおり答申いたします。

記

はじめに

近年、脱炭素社会の実現、海洋プラスチックごみ問題への対応等が世界的な喫緊の課題となっていることを踏まえ、国においては、プラスチック資源の循環利用等を促進することで天然資源の消費を抑制し、環境への負担ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指しており、令和 4 年 4 月にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を施行し、資源循環の高度化に向けた環境整備を進めることとしています。

現在、八千代市においては、ペットボトルを除く家庭から排出されるプラスチック製容器包装廃棄物及びプラスチック使用製品廃棄物は他の可燃ごみと併せて焼却処理していますが、「循環型社会」及び「脱炭素社会」の形成に向け、これらのプラスチック類を資源化し、ごみの減量やリサイクルの促進、温室効果ガスの排出量の削減等を図る必要があります。

このような中で、令和 5 年度に実施されたプラスチック類の分別収集及び再商品化に係る検討業務委託及びサウンディング型市場調査の結果を踏まえ、諮問のあった「プラスチック類の分別収集及び再商品化に係る方針（素案）」の内容について、検討審議いたしました。

八千代市におかれましては、この答申の内容にもとづき、循環型社会の形成に向けた取り組みを進め、努力されることを期待します。

答申内容

(1) 国や県などの新たな施策に対応できる方針となっているか。

- ① 本審議会は、諮問された本方針が、「プラスチック資源循環戦略」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に沿ったものであることを確認した。諮問された本方針の内容について、国や県が打ち出している施策に概ね対応できると思量する。

(2) 本市の特性（処理施設の現況や住民の高齢化等）を考慮した方針となっているか。

- ① 八千代市にはプラスチック類の中間処理施設がないため、民間事業者への中間処理委託の方針は理解できる。
- ② プラスチック類の分別について、市民の理解と協力を得ることが重要である。特に高齢者等にも配慮した分別を採用し、収集開始までに丁寧且つ十分な周知期間を持って対応されたい。

(3) 循環型社会推進に寄与する方針となっているか。

- ① 本審議会は、諮問された本方針について、プラスチック類を資源化することと併せ、可燃ごみの収集を週3回から週2回への変更を前提とし、収集運搬に係る環境負荷も含めて検討しており、ごみの減量やリサイクルの促進、温室効果ガスの排出量の削減が図られることから、循環型社会推進に寄与すると考える。

おわりに

今回諮問のあった本方針に基づき、今後の事業の推進にあたっては、令和10年度までに分別収集及び再商品化を実施する必要性をより明確にし、各年度の事業スケジュールについて、市民に説明するよう要望いたします。

また、以下のとおり、各委員からの本方針に関する意見を付させていただきますので、参考としていただけますようお願いいたします。

(参考) 各委員からの本方針に関する意見について

- ・収集運搬等について、プラスチック類の収集を週1回行い、可燃ごみの収集を週3回から週2回に変更することにより、可燃ごみの収集回数が不足することや、集積場所で可燃ごみが溢れないか等懸念される。住民サービスの低下にならないことを市民に対し、よく説明をされたい。
- ・収集対象品目について、プラスチック素材100%のものを収集する方が再商品化をうまく機能させることができるのは理解できた。プラスチックを含む複合素材や汚れたプラスチック類の排出がどこまで許容されるのか、また、ポリエチレンやポリプロピレン等のプラスチックの種類ごとに分別する必要があるのか等、事前に市民に対してよく説明をされたい。